

山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得のため養成機関で受講する場合、受講期間について、高等職業訓練促進給付金を交付するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修了後に交付することにより、生活の経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として実施する山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市（以下「市」という。）とする。

2 市は予算の範囲内で母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等（以下「訓練促進給付金等」という。）を交付する。

(給付金の種類)

第3条 この事業の給付金（以下「給付金」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 山口市母子・父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(定義)

第4条 この要綱において母子家庭の母又は父子家庭の父とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父においては、平成25年4月1日以降に修業を開始したものとする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

(対象者)

第5条 訓練促進給付金の対象者は、養成機関において修業を開始した日以降において、また、修了支援給付金の対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、山口市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されている対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(対象資格)

第6条 就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 保健師
- (3) 助産師
- (4) 介護福祉士
- (5) 理学療法士

- (6) 作業療法士
- (7) 保育士
- (8) 理容師
- (9) 美容師
- (10) 歯科衛生士
- (11) 社会福祉士
- (12) 製菓衛生師
- (13) 調理師
- (14) シスコシステムズ認定資格
- (15) L P I 認定資格
- (16) その他、上記に準じ、市長が実情に応じて定める資格
(交付対象期間等)

第7条

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の交付の対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日から、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意するものとする。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合や、看護師養成機関を修了する者が保健師の資格を取得する場合など、引き続き養成機関で修業して資格取得を目指す場合も通算48月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として交付するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において交付するものとする。

エ 休学等により資格取得の見込みがなく、かつ、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月については交付しないものとする。

ただし、夏期休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれているものについては、交付することとする。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

(交付額等)

第8条 訓練促進給付金の交付額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところに

より当該市町村民税を免除された者及び母子・父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 10 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 14 万円。平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 14 万 1 千円）

(2) に掲げる者以外の者 月額 7 万 5 百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月（その期間が 12 月未満であるときは、当該期間）については、月額 11 万 5 百円）

2 修了支援給付金の交付額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税が課されない者 5 万円

(2) (1) に掲げる者以外の者 2 万 5 千円

3 訓練促進給付金等は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないものとする。（事前相談の実施）

第 9 条

(1) 養成機関において 6 月以上カリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

(2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。

(3) 本事業は、給付金の交付を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、交付の必要性について十分把握するものとする。

なお、その際には、プライバシーに配慮するものとする。

（交付申請）

第 10 条 訓練促進給付金の交付を受けようとする者は、市長に対して、別紙様式第 1 号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を提出し、修了支援給付金の交付を受けようとする者は、市長に対して、別紙様式第 1 号の 2「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を提出するものとする。

ただし、訓練促進給付金の交付申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとする。

2 交付申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができるものとする。

(1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として 1 か月以内に交付されたもの）

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する扶養親

族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式第1号の3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式第1号の3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 市町村民税が課されない者に該当する者(第8条第1項第1号)は、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第8条第1項第1号に掲げる者に該当することを証明書する書類

(4) 交付申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

3 修了支援給付金の申請は、修了日以後、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときには、この限りではない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合、その内容を審査の上、訓練促進給付金等を交付することが適当であると認めたときは、交付を決定し、その旨を別紙様式第2号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書」により、当該申請者に通知するものとする。

2 交付の決定の審査に当たっては、交付申請者から生活状況について聴取するなど、交付の必要性や緊急性について考慮し判定するものとする。

(修業期間中の状況の報告等)

第12条 訓練促進給付金の交付を受けている者は、別紙様式第3号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付に係る出席状況報告書」により定期的に出席状況に関する報告をしなければならない。また、定期的に習得単位証明書等を提出しなければならない。

(資格喪失の届出及び交付決定取消の通知)

第13条 訓練促進給付金の交付を受けている者が、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、山口市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により交付要件に該当しなくなったときは、別紙様式第4号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付資格喪失届」により14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があった場合は、その交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、その旨を別紙様式第5号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付決定取消通知書」により当該者に通知しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、訓練促進給付金等の交付の決定を受けた者が次の一に該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の要件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により訓練促進給付金等の交付を受けたとき。

2 市長は、前条第2項及び前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に訓練促進給付金等が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずることができる。

(課税状況変更等の届出及び決定の変更通知)

第15条 訓練促進給付金等受給者若しくは当該訓練促進給付金等受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったときは別紙様式第6号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等課税状況変更等届」により、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があり、交付額の区分が変更する場合は、その交付決定の全部又は一部を変更するとともに、その旨を別紙様式第7号「山口市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付決定変更通知書」により当該者に通知しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続その他行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度以前に養成機関において修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、養成機関において修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明す

る書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和３年４月１６日から施行し、令和３年４月２３日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和３年７月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第２９２条第１項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成２９年所得から令和元年所得についてなお従前のとりの取扱をした場合に同法第２９５条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 3 令和３年７月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法第２３条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。）及び同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第３４条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和５年９月２１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年５月１５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年8月30日から適用する。